

(電子メール施行)

市町村第 8 3 2 号

令和 6 年 3 月 5 日

各 市 町 村 長 殿

(公金収納のデジタル化担当課扱い)

宮城県総務部長

( 公印省略 )

「(仮称) キャッシュレス納付推進宣言」の実施について (依頼)

地方行財政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税を含む公金に係るキャッシュレス納付につきましては、令和 3 年 3 月の地方自治法改正により指定納付受託者制度が創設され、県内市町村でも導入が進んでいるところです。また、令和 5 年 4 月からは、e L T A X による地方税統一 Q R コードの活用も始まり、さらに地方税以外の公金についても令和 8 年 9 月を目途に e L T A X を活用したキャッシュレス納付の積極的な検討が求められています。

本県でも令和 6 年度からキャッシュレス決済の導入を順次進めることとしておりますが、県内における公金のキャッシュレス納付の一層の普及のためには官民が広く連携していくことが必要であり、全国的にもその機運が高まっていることから、金融関係団体からの要請も踏まえ、別紙により「(仮称) キャッシュレス納付推進宣言 (以下「推進宣言」という。)」を実施することといたしました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、推進宣言への御賛同を御検討いただきますようお願いいたします。

担 当 : 浅川、松本

T E L 022-211-2344・2345

F A X 022-211-2299

E-mail gyousi@pref.miyagi.lg.jp

## (仮称) キャッシュレス納付推進宣言について

### 1 趣 旨

県民の利便性向上、行政や金融機関における収納事務の効率化・省力化に資することを目的に、県、市町村、金融機関、関係民間団体が相互に連携・協力しながら、地方税を含むキャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同で推進していくことを宣言するもの。

### 2 セレモニー

(1) 日 時 令和6年4月24日(水)午後2時 ※ 30分程度

(2) 会 場 仙台市内(調整中)

※ 式典に御出席できない場合も、宣言に御名を連ねていただくことも可能です。

### 3 賛同団体の範囲

県内市町村のほか、国税関係機関、金融関係団体、商工・税関係団体等(意向確認中)

### 4 その他

推進宣言への御賛同を御検討いただき、別添様式により令和6年3月22日(金)までに電子メールにて提出いただきますようお願いいたします。

※ 税以外の公金でのeLTAX導入を含め、キャッシュレス納付の導入については各団体において様々な課題があると思われませんが、推進宣言に賛同されたことをもってすぐに何らかの具体的な取組実施が求められるものではありませんので、ぜひ前向きに御検討願います。

### 5 参考資料

- ・宮城県におけるキャッシュレス決済の導入(令和6年度当初予算記者発表資料)
- ・青森県キャッシュレス納付推進共同宣言(他県の事例)

宮城県におけるキャッシュレス決済の導入（令和6年度当初予算記者発表資料）

**III 重点項目 2. DXによる変革みやぎ** 「令和6年度当初予算案の概要（令和6年2月・宮城県）」より

**(4) スタート！キャッシュレス&来庁レス** （電子収納促進費・電子申請システム構築費関連）

○ 行政手続きの手数料や施設の利用料について、県民の利便性向上と行政の業務効率化を図るため、「みやぎ情報化推進ポリシー」に基づき、令和6年度からキャッシュレス決済の導入を順次進める。

○ 現在、手数料納入の際に使用している収入証紙について、令和7年度末の廃止に向けて見直しを進める。

**1 窓口キャッシュレス**

対面での支払が発生する所属（窓口）にキャッシュレス対応端末を導入する。

● 行政手続きの手数料

**現在** 証紙を別に購入し申請書に貼付して提出

**導入後** キャッシュレス決済で窓口での直接支払が可能に  
→**証紙購入の手間が削減**

● 施設の利用料

**現在** 支払方法は現金のみ

**導入後** 現金に加えてキャッシュレスでの支払も利用可能に  
→**多様な決済手段の確保**

※県庁や各合同庁舎には自動券売機（現金・キャッシュレス対応）を設置し、現金による支払受付と収納事務の効率化を図る。

**2 オンラインキャッシュレス**

オンライン決済機能等を追加した次期電子申請システムを構築する。

● 行政手続きの手数料

**現在** オンライン申請では支払は不可

**導入後** 申請から支払までオンラインで完結  
→**来庁が不要に**

**III 重点項目 2. DXによる変革みやぎ**

**■キャッシュレス決済導入手続**  
現在、現金または証紙を利用している手続  
(主な例)  
・パスポート発行手数料  
・運転免許更新等手続  
・東北歴史博物館・美術館観覧料  
・入学者選抜出願手続  
・県庁県民駐車場利用 等  
※ 県税はeTAXIによりキャッシュレス対応済

**■導入予定の決済手段**  
①クレジットカード  
②コード決済  
③電子マネー（窓口キャッシュレスのみ）

**■スケジュール**

	令和6年度	令和7年度
キャッシュレス決済導入	【R6.9月～】先行導入 運転免許更新等手続・納税証明書 (窓口キャッシュレスのみ)	【R7.2月～】全庁へ展開 (R8.3月まで完了) 各種行政手続 (許認可、免状、検査、登録、証明、試験等) (窓口キャッシュレス及びオンラインキャッシュレス)
証紙見直し		【R7.9月】販売終了予定 【R8.3月】使用終了予定

※ パスポート発行手数料はマイナポータルでの電子申請を活用し、令和6年2月からクレジット納付が選択可能  
※ 納入通知書（道路占用料等）は国の方針に合わせ、令和8年9月までにキャッシュレス対応予定